

令和 年 月 日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

住所

法人名

代表者名

印

機密保持誓約書

弊社は、最高裁判所事務総局情報政策課兼民事局（以下「JMIT」）から電磁的記録媒体による貸出を受けた「民事IT化に係る『e事件管理システムの開発』」（以下「本件」）に係る概要資料及び当該電磁的記録媒体について、下記の条項を遵守することを誓約します。

記

1 目的外使用について

弊社は、概要資料から知り得た情報を本件に係る見積書作成以外の目的では使用しません。

2 返却時期について

弊社は、本件に係る検討終了後、電磁的記録媒体を見積書提出時または提出後3日以内に、返却します。

3 閲覧場所について

ISO/IEC27001 認証（国際標準）又は JISQ27001（日本工業標準）が適用される範囲において、資料閲覧を実施します。

4 資料閲覧の遵守条件について

- (1) 弊社は、概要資料の持ち出し（貸出及び返却のために、最高裁判所と資料閲覧場所間を移送する場合を除く。）、複製（画像として保持する行為及びこれらに準ずる行為を含む。）及び謄写を行いません。

また、概要資料から知り得た情報を別紙資料閲覧者名簿記載の従業員以外の第三者に開示、漏えい又は公開しません。

- (2) 弊社は、資料の閲覧者を定め、別紙の資料閲覧者名簿を申告します。

また、弊社は、閲覧者に本誓約書に定める条件を確実に遵守させるとともに、閲覧者が本誓約書に定める条件に違反した場合は、損害賠償その他の一切の責任を負います。

- (3) 弊社は、概要資料の内容の誤りによって、弊社又は第三者が損害を被った場合にも、最高裁判所に対し、損害賠償請求その他一切の請求を行いません。

- (4) 弊社は、J M I Tへ概要資料を返却するに当たって、確実に全ての情報を返却し、かつ、複製等を保持しません。

5 資料閲覧の遵守状況について

弊社は、資料返却時において、遵守状況を報告します。

また、報告に当たっては別紙「機密保持誓約書に係る遵守状況報告書」を用います。

6 損害賠償について

電磁的記録媒体の紛失等により，弊社が最高裁判所に損害を与えた場合は，弊社は，最高裁判所に対し一切の損害を賠償します。

また，損害には，最高裁判所が要する一切の費用相当額が含まれることに同意します。

7 その他

本誓約書に定めのない事項，その他本誓約書の内容に関して疑義が生じたときは，J M I Tと弊社の協議により，解決を図ります。

以上

(別紙)

資料閲覧者名簿

項番	企業名及び部署名	役職	氏名	連絡先
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				